

三労発基0907第5号
令和5年9月7日

四日市コンテナ協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第108号。）【別添1】が、令和5年8月30日に公布され、別添2の施行通達に基づき、公布日から施行（一部については、令和7年4月1日から施行）されました。

つきましては、改正の趣旨等をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。